



県章

# 山形県公報

令和2年5月22日(金)

第106号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……577
- 同……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……578
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 県営緊急耐震工事計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……579
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 県営緊急耐震工事計画の決定……………(同) ……580
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………581

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(ICT政策推進課) ……582
- 同……………(河北病院) ……同

## 告 示

### 山形県告示第413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
合同会社きずな 最上郡金山町大字有屋981番地17	指定障がい福祉サービス事業所きずな 新庄市若葉町13番19号	生活介護	10名	令和2.5.11
合同会社きずな 最上郡金山町大字有屋981番地17	指定障がい福祉サービス事業所きずな 新庄市若葉町13番19号	就労継続支援(B型)	10名	同

**山形県告示第414号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人 赤とんぼ 米沢市通町二丁目11番28号	特定非営利活動法人 赤とんぼ 米沢市通町二丁目11番28号	就労継続支援（B型）	40名	令和 2. 5. 8

**山形県告示第415号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和2年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和2年5月6日  
38
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社大竹商店  
代表取締役 大竹 孝一  
新庄市十日町415
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
大 竹 伸 明	新庄市十日町415・417-4	玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和2年5月14日  
85
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社アシスト  
代表取締役 工藤 祐治  
鶴岡市本田甲168
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ 国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県

(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
五十嵐 裕 史	鶴岡市新海町29-41	もみ、玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営小泉地区緊急耐震工事計画（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営小泉地区緊急耐震工事計画（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
新庄市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和2年5月27日から同年6月24日まで
- 4 その他
  - (1) この緊急耐震工事計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この緊急耐震工事計画については、(1)の審査請求のほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この緊急耐震工事計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営茨野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営茨野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和2年5月26日から同年6月23日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、そ

の審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第418号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営大沢地区緊急耐震工事計画（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大沢地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業）緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和2年5月26日から同年6月23日まで
- 4 その他
  - (1) この緊急耐震工事計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この緊急耐震工事計画については、(1)の審査請求のほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この緊急耐震工事計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第419号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年5月22日から同年6月5日まで縦覧に供する。

令和2年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉庭時田糠野目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市窪田町東江股字砂田245番1から 同 矢野目字赤田892番1まで	旧	19.5メートル } 14.0	536メートル
同 上	新	19.5メートル } 16.0	同 上

**山形県告示第420号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年5月22日から同年6月5日まで縦覧に供する。

令和2年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 玉庭時田糠野目線

- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町東江股字砂田245番1から  
同 矢野目字赤田892番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年5月22日

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月22日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第1山形市市長部局の項中「部長」を「部長、情報セキュリティ推進監」に改め、同表長井市市長部局の項中「及び財政課（財政健全化に関する事務を担当するもの及び工事検査・財産管理に関する事務を担当するものを除く。）に置く」を「に置くもので職員の人事に関する事務を担当するもの及び財政課に置くもので財政に関する事務を担当する」に改め、同表舟形町町長部局の項中「主幹」を「主幹、室長」に改め、同表大蔵村村長部局の項中「課長」を「課長（課付課長を除く。）」に改め、同表大蔵村教育委員会事務局の項中

「

教育次長
------

」を「

教育課長
------

」に改め、

同表白鷹町町長部局の項中「主幹」を「主幹（課付主幹を除く。）」に改める。

別表第2西村山広域行政事務組合理事会部局の項中

「

出先機関	寒河江地区クリーンセンター	所長
	明鏡荘	荘長

」を

「

出先機関	寒河江地区クリーンセンター	所長
------	---------------	----

」に改め、

同表置賜広域行政事務組合理事会部局の項中

「

出先機関	クリーンセンター	所長
	南陽やすらぎ荘	荘長

」を

「

出先機関	クリーンセンター	所長
------	----------	----

」に改め、

同表西置賜行政組合管理者部局の項中

「

管理者部局	事務局長	
出先機関	養護老人ホーム おいたま荘	荘長

」を

「

管理者部局	事務局長
-------	------

」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク機器賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号  
023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 令和2年5月7日
- 4 落札者の名称及び所在地  
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
- 5 落札金額 15,923,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和2年3月24日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月22日

山形県立河北病院長 深 瀬 和 利

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
A重油 444キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院総務課施設用度係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
河西建設株式会社 村山市中央二丁目3番23号
- 5 落札金額 1リットル当たり53,570円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和2年2月18日